

(案)

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通協議会において協議が調っていることの証明書

令和5年11月24日付け所沢市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

三ヶ島地区ところワゴン

路線の新設：林・糞谷ルート、三ヶ島ルート、若狭ルート
(運行事業者：西武ハイヤー株式会社)

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

別添の運行系統図のとおり

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和6年4月1日から実施

令和 年 月 日

所沢市地域公共交通協議会

会長 尾崎 晴男